

農業データ連携基盤協議会規約

平成 29 年 8 月 22 日 制定

平成 31 年 3 月 31 日 改訂

第 1 条 名称

この会は農業データ連携基盤協議会（以下、「本協議会」という。）と称する。

第 2 条 目的

本協議会は、農業 ICT の抱える課題を解決し、農業の担い手がデータを使って生産性向上や経営改善に挑戦できる環境を生み出すため、データ連携・共有・提供機能を有するデータプラットフォームとして構築された農業データ連携基盤（以下、「WAGRI」という。）の本格運用に際し、WAGRI 運営主体等に対する助言や提言を通じて、WAGRI 普及・推進に寄与することを目的とする。

第 3 条 活動

本協議会の主な活動内容は次のとおりとする。

- (1) WAGRI の運営主体に対する助言や提言をするとともに、本協議会が行う広報活動等を通じて、WAGRI 普及・推進に資する活動を行う。
- (2) 会員間の連携、親睦及び情報共有を図るための活動を行う。
- (3) その他前各号に定める活動に関連する活動を行う。

第 4 条 会員

本協議会の会員は、本規約の目的及び活動に賛同する企業、団体とする。

第 5 条 入会

1. 本協議会の会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出し、本規約に同意することで会員になることができる。入会承認の可否は、会長及び副会長の合議により決められるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、会長、副会長及び事務局が入会申込書に虚偽の記載があることを発見した場合には、その旨入会者に通知し、いつでも本協議会への入会を取り消すことができる。

第 6 条 退会

- 1 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、事

務局に届け出なければならない。

- 2 会員が、以下のいずれかの事由に該当する場合には、会長及び副会長が合議の上、該当する会員に通知して、本協議会を退会させることができる。本項に基づく退会は、該当する会員に対する退会通知の発送をもって、効力を有するものとする。
 - (1) 本規約の違反があり、当該違反の是正要求通知の送付後相当期間を経ても、当該違反の是正がなされなかったとき。
 - (2) 本協議会、会長、副会長、他の会員又は WAGRI の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき。
 - (3) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これに類する手続の開始を申し立て又は当該手続の開始を申立てられたとき。
 - (4) 本規定第 11 条又は第 12 条の違反があったとき。
 - (5) その他本協議会設置の目的に反する行為を行ったとき。
- 3 前項により退会通知を受けた会員は、これに対して異議を述べることはできず、且つ退会により生じた損害について、本協議会（会長、副会長、事務局）及び WAGRI 運営主体に対し、名目の如何をとわず、何らの請求をすることができない。ただし、本協議会から退会会員に対する損害賠償の請求は妨げない。

第 7 条 会長及び副会長

- 1 本協議会に会長 1 名、副会長を必要に応じて若干名置く。なお、副会長は会長の指名により選任されるものとする。
- 2 会長は、総会で選任する。但し、当面の間、本協議会発足時の会長を会長とする。
- 3 会長は、本協議会を代表し、会務を総括し、副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その会務を代行する。
- 4 会長は、後継の会長を指名した上、会長を退任することができる。その場合には、指名された者が新会長候補者となる。

第 8 条 総会

- 1 協議会に、総会を設置する。
- 2 総会は会長が招集し、議長を務める。
- 3 総会は、会員をもって構成し、必要に応じて随時開催することとし、必要に応じて書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 4 総会の議事は、自由な意見交換を担保する観点から、対外的に非公開とする。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 9 条 アドバイザリーボード

- 1 本協議会に、アドバイザリーボードを設置することができる。アドバイザリーボードは、会長、副会長又は WAGRI 運営主体からの諮問に対して、協議をし、会長、副会長又は

WAGRI 運営主体に対して適切な助言又は提言を行うものとする。

- 2 会長、副会長及び WAGRI 運営主体は、アドバイザーボードからの助言又は提言を尊重するものとするが、当該助言又は提言は、本協議会、会長、副会長及び WAGRI 運営主体を拘束するものではない。
- 3 アドバイザーボードは、会長、副会長及び WAGRI 運営主体の協議により選任された会員をもって構成し、必要に応じ随時開催することとする。会長は、アドバイザーボードを構成する会員が、アドバイザーボードにおいて不適切発言をするなど、その設置目的に照らして適当ではないと判断した場合には、副会長及び WAGRI 運営主体と協議の上、アドバイザーボードの構成員としての役職を解く決定をすることができる。
- 4 アドバイザーボードの助言又は提言は、必要に応じて事務局から会員に対して周知されるものとする。但し、会員はかかる助言又は提言の内容、議事の状況等の情報開示を会長、副会長及び事務局又はアドバイザーボードに対し求めることはできない。
- 5 アドバイザーボードの協議内容は、対外的に非公開とする。
- 6 会長、副会長及び WAGRI 運営主体は、アドバイザーボードにおける協議目的で作成された文書、図面その他のマテリアル（会員が作成した著作物を含む。以下「協議文書等」という。）を、本協議会の目的又は活動並びに WAGRI の運営に使う目的で利用することができる。但し、当該協議文書等の著作権は、当該協議文書等を創作した者に帰属するものとする。

第 10 条 事務局

事務局は、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構とする。事務局は、本規約に記載される事務、その他本協議会の運営に必要な事務を行い、その内容を会長に報告するものとする。

第 11 条 秘密保持等

- 1 会長、副会長、会員及び事務局は、アイデア、技術、その他資料など、本協議会の活動等に関連して知り得た業務上の情報並びに会員等に関する個人情報（以下、「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持し、第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、受領した時点で既に公知の情報、自らの責によらずして公知となった情報、会員が既に適法に保有している情報及び開示する正当な権限を有する者から秘密保持義務を課されることなく受領した情報、並びに情報提供をした者が秘密保持の対象外とした情報についてはこの限りでない。
- 2 会長、副会長、会員及び事務局は、秘密情報を、本協議会の目的活動及び WAGRI の運営目的以外の目的に使用せず、また本協議会及び WAGRI の運営目的の目的達成のために必要な範囲を超えて複製等を行わない。
- 3 会員は、退会時、又はそれ以前に本協議会から要請があった場合は、秘密情報の全て（複製物を含む）を、本協議会の指示に従い返却、廃棄又は消去するものとする。
- 4 会員は、自らの連絡担当者その他本協議会に携わるすべての担当者から、その個人情報

が会長、副会長、事務局及び他の会員との間で、本協議会の目的及び活動並びに WAGRI の運営目的に使用するために共有されることについて同意を取り付けるものとする。

第 12 条 反社会勢力の排除

- 1 会員は、現在、自身（法人の場合にはその取締役、執行役、執行役員、理事及び監査役その他の役員を含む。）が次の各号のいずれにも該当しないこと及び次の各号のいずれの者とも社会的や経済的に関係がないことを表明し、かつ将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。
 - （1）暴力団
 - （2）暴力団員
 - （3）暴力団準構成員
 - （4）暴力団関係企業
 - （5）総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - （6）その他前各号に準ずる者
- 2 会長又は事務局が、特定の会員が前項に該当する可能性があり、そのために調査を要すると判断した場合には、会長又は事務局の要請に基づき、該当する会員はその調査に協力し、会長又は事務局が必要と判断する資料を提出しなければならない。

第 13 条 通知・連絡

- 1 本規約に基づき通知又は連絡が必要な場合には、事務局が会員から通知を受けている住所及び担当者名宛に郵送をするか、会員から通知を受けている電子メールアドレス宛に通知し又は連絡をすることで足りるものとする。
- 2 会員は、その住所、担当者、電子メールアドレス等、事務局に通知をしている事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨事務局に届出るものとする。

第 14 条 規約の改正

本規約は、総会の決議をもって改正することができる。

第 15 条 雑則

本規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、会長、副会長の合議において定める。

附則

- 1 本規約は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。